



毎月2回10日・25日発行  
発行所 川崎市役所  
印刷所 JFE 東日本ジーエス

購読料 (前納)  
1年 10,800円  
1箇月 900円

目	次
<b>条 例</b>	
◇川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例 (第3号) ……………	4
◇川崎市特別会計条例の一部を改正する条例 (第4号) ……………	5
◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例 (第5号) ……………	5
◇川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例 (第6号) ……………	6
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例 (第7号) ……………	6
◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (第8号) ……………	9
◇川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例 (第9号) ……………	9
◇川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例 (第10号) ……………	13
◇川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (第11号) ……………	13
◇川崎市避難所の機能整備及び円滑な管理運営に関する条例 (第12号) ……………	15
◇川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (第13号) ……………	15
◇川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (第14号) ……………	15
◇川崎市基金条例の一部を改正する条例 (第15号) ……………	16
◇川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例 (第16号) ……………	16
<b>規 則</b>	
◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (第5号) ……………	16
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第6号) ……………	17
◇川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (第7号) ……………	18
◇政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第8号) ……………	18
◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則 (第9号) ……………	19
◇川崎市公印規則の一部を改正する規則 (第10号) ……………	27
◇川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則 (第11号) ……………	29
◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (第12号) ……………	30
◇川崎市職員の教育職給料表の適用を受ける職員の給料の切替えの特例に関する規則等を廃止する規則 (第13号) ……………	30
◇川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 (第14号) ……………	30
◇川崎市公舎管理規則の一部を改正する規則 (第15号) ……………	32
◇川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (第16号) ……………	32
◇川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (第17号) ……………	32
◇川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則 (第18号) ……………	33
◇川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則の一部を改正する規則 (第19号) ……………	33
◇川崎市環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第20号) ……………	45
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第21号) ……………	45

に改める部分及び鷺ヶ峰に係る部分は同年 3 月 28 日  
から、同表の改正規定中蟹ヶ谷檜ヶ崎に係る部分は同  
月 29 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則第 12 条の規定は、平成 23 年 4 月以後  
の月分の使用料の算定について適用し、同月前の月分  
の使用料の算定については、なお従前の例による。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規  
則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 24 日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

**川崎市規則第 6 号**

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規  
則（平成 12 年川崎市規則第 128 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第 72 条第 1 項第 1 号中「又は周辺環境」を「、周辺  
環境」に改め、「封じ込め対策」の次に「又は前条に規  
定する土壤汚染に関する基準に適合する土壤等により重  
金属等を覆う対策」を加え、同項第 2 号中「又は」を「若  
しくは」に改め、「対策」の次に「又は周辺環境から揮  
発性有機化合物を隔離する封じ込め対策」を加える。

第 27 号様式中「あて先」を「宛先」に、

調査対象地 面積
-------------

を

事業所の敷 地面積
--------------

に、

「備考 調査対象地の平面図を添付してください。」

を

「備考 事業所の敷地の平面図を添付してください。」

に、

調査対象地 及び 周辺の井戸 の状況
-----------------------------

調査対象地 及び周辺の 地下水の汚 染状況 (既存井戸 による地下 水調査等)
---

を

事業所の敷 地及び 周辺の井戸 の状況
------------------------------

事業所の敷 地及び周辺 の地下水の 汚染状況 (既存井戸 による地下 水調査等)
--

に、

資料等 調査の まとめ	土壤の汚 染のおそ れの 有・無	
	理 由	

今後の土壌調査の 予定	
----------------	--

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第7号

川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市情報公開条例施行規則（平成13年川崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

財団法人川崎市公園緑地協会（昭和46年4月1日に財団法人川崎市公園協会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人川崎市リサイクル環境公社（平成2年3月23日に財団法人川崎市余熱利用財団という名称で設立された法人をいう。）

を  
「

資料等 調査の まとめ	土壌の汚 染のおそ れ	有 ・ 無 ・ 不明	
	理 由		
今後の土壌調査の 予定	土 壌 調 査 対 象 面積	m <sup>2</sup>	

を  
「

財団法人川崎市公園緑地協会（昭和46年4月1日に財団法人川崎市公園協会という名称で設立された法人をいう。）

に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第8号

政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則